

新型コロナウイルス感染症予防接種の説明書（令和８年度）

※接種前に必ずお読みください※

●対象者 / 次のいずれかに該当する方

- ① 接種当日に６５歳以上になる方
- ② 接種当日に６０歳以上６５歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、かつ、身体障害者手帳１級に相当する方

●接種期間 / 令和８年１０月１日（木）から令和９年１月３１日（日）※医療機関の休診日を除く

●接種回数 / 接種期間中に１回

●費用 / ８,９００円（生活保護受給者は受給証持参により無料）

※国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業であるため、令和８年度に限り、例年より１,０００円安い自己負担額で接種できます。

●持ち物 / 本人確認書類（マイナンバーカード等）、対象者②の方は身体障害者手帳、又は医師の意見書

１．新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

ワクチン接種には、発症予防や重症化（入院）の予防効果があることが、国内外の多くの報告で確認されています。なお、既感染者であっても再感染することはまれではなく、ワクチン接種によって発症予防に関する追加的な効果が得られることも確認されています。さらに、いずれの年齢群においても、重症化（入院）予防効果は発症予防効果を上回ることが明らかになっています。

２．新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

ワクチン接種後には、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱などの様々な副反応がみられることがありますが、ほとんどが軽度から中等度で、安全性に重大な問題はないと考えられています。また、年長者は若年者に比べて副反応が少ない傾向があります。

一方で、若年男性を中心に心筋炎や心膜炎が報告されているほか、国内では重篤な副反応としてアナフィラキシーも報告されています。そのため、接種後３０分間はその場で健康観察をするとともに、接種後数日の間に胸痛、動悸、息切れ、むくみなどの症状があった場合には、医療機関を受診することが必要です。

３．予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方（一般的に、体温が３７．５℃以上の場合を指します。）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ ワクチンの成分に対し、重度の過敏症（アナフィラキシー等）の既往歴のある方
- ④ 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

上の①から④に入らなくても医師が接種不適当と判断した場合は接種できません。

４．予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナウイルス感染症予防接種によって健康被害が生じた際も、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられる場合があります。手続き等については、鴻巣市健康づくり課（鴻巣市保健センター）にお問い合わせください。

接種後、医療機関から交付される予防接種の記録（予防接種済証）は、大切に保管しておきましょう。

＊ 問い合わせ ＊ 鴻巣市健康づくり課（鴻巣市保健センター）電話 ０４８－５４３－１５６１